

## 「岐阜市口腔保健条例改正（案）」についてご意見を募集します

### 1. 経緯・目的

本市では、平成24年4月に「岐阜市口腔保健条例」を施行して以降11年が経過し、その間、国は「生涯を通じた歯科検診の検討」や「災害時における歯科口腔保健活動の必要性」等の新たな方針を示すなど、口腔保健を取り巻く状況は変化しています。

また、国は令和6年度から全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現のため「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）を施行します。

本市では、国のプランに対応する口腔保健に関する計画を策定し、歯・口腔の健康づくりに関する施策及び計画の調査審議を行う岐阜市口腔保健推進審議会を設置するため「岐阜市口腔保健条例」の改正を予定しています。

つきましては、条例改正（案）について、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 2. 募集期間

令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）【必着】

### 3. 資料

- ・岐阜市口腔保健条例改正骨子（案）について

上記資料は、下記の場所で閲覧・配布しています。

- ① 保健衛生部健康増進課（岐阜市保健所4階）
- ② 情報公開室（市庁舎2階）
- ③ 各コミュニティセンター
- ④ 市民活動交流センター（みんなの森 ぎふメディアコスモス）
- ⑤ 各保健センター
- ⑥ 岐阜市ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/info/publiccomment/1008468/1023451.html>

### 4. 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人

- ① 市内在住、在勤、在学の人
- ② 市内に事務所・事業所を有する人（法人、その他の団体も含む）
- ③ 本案件に利害関係を有する方

### 5. 意見の提出方法

住所・氏名を明記のうえ、下記のいずれかの方法により、ご提出ください。

- ・直接提出 保健衛生部健康増進課（岐阜市都通2-19 岐阜市保健所4階）
- ・郵送 〒500-8309 岐阜市都通2-19 岐阜市保健衛生部 健康増進課
- ・ファクシミリ 058-252-0639
- ・電子メール [kenkou@city.gifu.jp](mailto:kenkou@city.gifu.jp)
- ・意見提出フォーム 岐阜市ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/info/publiccomment/1008468/1023451.html>

※1 住所が岐阜市外の方は、市内に「在勤、在学、事務所・事業所を有する、本案件に利害関係を有する」のいずれかに該当するかご記入ください。

また、「本案件に利害関係を有する」として意見を出される方は、利害関係について簡単にご記述ください。

※2 意見内容の確認の必要が生ずる可能性もありますので、連絡先（電話番号等）のご記入をお願いします。

※3 ご意見以外の個人情報公表することはありません。

※4 提出いただいた書面等は返却しませんのでご了承ください。

※5 直接提出される方は、土・日曜日、祝日以外の午前8時45分から午後5時30分までとなります。

■意見提出用紙は、下記からダウンロードできます。（これ以外の様式でも受け付けます。書式は自由です。）

意見提出用紙 <https://www.city.gifu.lg.jp/info/publiccomment/1008468/1023451.html>

#### 【問い合わせ先】

岐阜市保健衛生部 健康増進課

TEL：058-252-7193/FAX：058-252-0639/E-mail：[kenkou@city.gifu.jp](mailto:kenkou@city.gifu.jp)